

一般社団法人日本中医学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本中医学会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、中医学及びこれに関連する領域の研究を促進し、知識と技術の交流を深め、中医学の発展と普及を通じて、現代の医学と医療に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中医学に関する調査・研究及び学術集会の開催
- (2) 中医学の普及・啓発及び認定医制度
- (3) 中医学に関するセミナーの開催
- (4) 中医学に関する学術情報の発信、出版
- (5) 中医学に関する国内外の関連団体・機関との交流
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 本会の社員は、社員総会の承認を得て入社した者とする。

2 本会の会員は、正会員、準会員、海外会員、学生会員及び賛助会員とし、それぞれ次に掲げる者とする。

- (1) 正会員は、日本国の医師・歯科医師・薬剤師・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語療法士・管理栄養士などの国家資格がある者、あるいは海外の医師（伝統医学を含む）国家資格を有し日本に在住する者で、本会の目的に賛同し入会した者とする。また中医学に関する研究業績を有する学術研究者で、本会の目的に賛同し理事会の審査を経て入会した者も正会員とする。

- (2) 準会員は、正会員の資格を満たさないが、医学、医療に関する研究もしくは業務に従事する者で、本会の目的に賛同し理事会の承認を経て入会した者とする。
- (3) 海外会員は、海外の医師（伝統医学を含む）国家資格を有し、海外在住の者で、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (4) 学生会員は、大学及び専門学校の学生で、本会の目的に賛同し入会した者とする。ただし学生会員については、第8条の規定にかかわらず、卒業年度の末日に退会したものとみなす。
- (5) 賛助会員は、第2項から第5項に該当しない者で、本会の目的に賛同し、本会の事業を援助・協力するために入会した法人又は個人とする。

（入会）

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、以下に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員、準会員、海外会員（学生会員からなった者は入会金を免除する。）

入会金 5,000円 年会費 10,000円

- (2) 学生会員

入会金 3,000円 年会費 5,000円

- (3) 賛助会員

年会費 1口 50,000円 1口以上

（退社及び退会）

第8条 社員又は会員が本会を退社又は退会しようとするときは、別に定める退社（退会）届を会長に提出することで任意に退社又は退会することができる。

（除名）

第9条 社員又は会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会で総社員の3分の2以上の決議を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により社員又は会員を除名する場合は、当該社員総会の一週間前までに当該社員又は会員に通知し、かつ除名を行う社員総会において、当該社員又は会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会長又は理事長は、社員又は会員を除名した時は、当該社員又は会員に対しその旨を通知しなければならない。

（社員及び会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、社員又は会員が次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退社又は退会したとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または本会が解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(社員及び会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員又は会員が第8条、第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
2 本会は、社員又は会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 社員及び会員の除名
- (3) 理事及び監事(以下「役員」という)の選任及び解任
- (4) 役員の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後6箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が社員総会の議長となる。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

5 理事会において社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 理事又は社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第15条第1項の理事会において定めるものとし、第16条及び前条の規定は適用しない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、その写しを従たる事務所に5年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した社員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第17条第4項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面及び第17条第5項に規定する議決権行使書についても同様とする。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 20名以内
- (2) 監事 2名以上 3名以内

2 理事のうち1名を会長とするほか、1名を理事長、2名以内を副会長とすることができる。

- 3 前項の会長及び理事長をもって一般法に規定する代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 役員は、社員総会において、社員の中から選任する。

- 2 会長、理事長及び副会長は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、会長を補佐するとともに、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。
- 4 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、理事長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給すること

ができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 本会は、一般法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本会は、一般法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第28条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の決議により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 第24条第1項の規定は、顧問について準用する。

(評議員)

第29条 本会に、評議員を数名置くことができる。

2 評議員は会員の中から理事会で選任し、会長及び理事長が委嘱する。

3 評議員は社員としての議決権を有さないが、学会の委員会のメンバー(委員長、副委員長、委員)として学会運営に関する意見を述べることができる。

4 第24条第1項の規定は、評議員について準用する。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、理事長及び副会長の選定及び解職

(4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長が理事会の議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

3 役員が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第22条第5項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長及び理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後6箇月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て社員総会に提出し、第1号及び第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所にその写しを3年間備え置くものとする。
 - 3 定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）

第41条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

（残余財産の帰属）

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第38条第4項に規定の公告に代えて、一般法第128条第3項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第10章 事務局その他

（委員会）

第44条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第45条 本会に、事務を処理するため事務局を置き、職員の任免は法令に別段の定めがある場合を除き、会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、設立登記の日から施行する

2 この法人の設立時社員の氏名(又は名称)及び住所は、次の通りとする。

山本 勝司

酒谷 薫

平馬 直樹

北川 毅

瀬尾 港二

3 この法人の設立時理事及び監事の氏名は、次の通りとする。

設立時理事 浅川 要 猪越 恭也 酒谷 薫 篠原 昭二 関 隆志

戴 昭宇 西本 隆 兵頭 明 平馬 直樹 安井 廣迪

吉富 誠 路 京華 瀬尾 港二

設立時代表理事 平馬 直樹 酒谷 薫

設立時監事 北川 毅 山本 勝司

4 第35条の規定にかかわらず、本会の設立初年度の事業年度は、法人成立の日から平成24年6月30日までとする。

附 則

1 この定款は、平成27年3月1日から施行する。